ハンド ブック お く や み



ご遺族の方へ

ご遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

常総市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。こちらに掲載している手続きがすべてではございませんが、必要に応じてご利用ください。

常総市役所 0297-23-2111 (代表) 平日 8:30 ~ 17:15

もくじ

来庁時の持ち物について	P.2
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)	P.3
市役所で行う各種手続きチェックリスト	P.4
市役所内の手続き	
1 住民登録	P.5
2 保険年金	P.6
3 税金	P.9
4 介護保険 ······· F	P.10
5 障がい福祉 ··········· F	P.11
6 上下水道 ······· F	P.13
7 その他 F	P.14
市役所外の官公署での手続き	P.16
亡くなられた方が会社員だった場合 F	P.19
亡くなられた方が個人事業主だった場合 F	P.20
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト F	P.21
相続に関する手続きチェックリスト F	P.23
法定相続情報証明制度について	P.25
相続登記制度について	P.26
委任状 ······ F	P.27

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

お手続きによって必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)
- □ 認印(朱肉をつかうもの※相続人代表及び喪主)
- □ 預貯金通帳、銀行届出印(※相続人代表及び喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費を支給する制度があります。 詳細は6ページをご覧ください。
- □ 介護保険被保険者証
- □ 医療福祉費受給者証(マル福)
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、 マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、 医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (22 ページ参照)	
为		○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _	— (23 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (24 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (23 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (24 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

市役所で行う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ
住民 登録		マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード・市民カード (印鑑登録証) を持っていた	P.5
		常総市国民健康保険に加入していた	- P.6
		茨城県後期高齢者医療保険に加入していた	F.0
保険年金		常総市の医療福祉費制度を利用していた	- P.7
年金		国民年金を受給していた	Г./
		厚生年金を受給していた	- P.8
		農業者年金を受給していた	F.0
税		市内に土地や家屋を所有していた	P.9
金		バイク (排気量125cc以下) やトラクター (農耕作業用) を所有していた	F.9
介護 保険		65歳以上または介護認定を受けていた	P.10
障		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 自立支援医療受給者証・いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた	- P.11
		各種手当 (特別障害者手当・障害児福祉手当・ 在宅心身障害児童福祉手当・特別児童扶養手当) を受給していた	P.11
祉		心身障害者扶養共済に加入・受給していた	P.12
F		上水道を使用していた	
上下水道		下水道を使用していた	P.13
坦		浄化槽を使用していた	
		指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・ 肝炎治療受給者証等を持っていた	
その		児童手当、児童扶養手当を受給していた	P.14
他		農地を所有していた	
		空き家を所有していた・死亡により空き家となった	P.15

1 住民登録

▽イナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード・ 市民カード(印鑑登録証)を持っていた

手続き手続き及びカード返却の必要はありません。

手続き詳細

亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民 基本台帳カード、市民カード(印鑑登録証)をお持ちだった場合、 死亡日をもってカードは廃止となります。

※亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)は、死亡後の手続きで必要な場合がありますので、マイナンバーカードや個人番号通知カードは、しばらく保管しておくことをおすすめします。

必要なもの

手続き及びカード返却の必要はありません。

問い合わせ先

市民課

内線:1110

暮らしの窓口課

内線:8031

..... MEMO

2 保険年金

 \checkmark

常総市国民健康保険に加入していた

手続き 葬祭費の請求

手続き詳細

亡くなられた方が常総市の国民健康保険の加入者であった場合、葬祭 を行った方に葬祭費が支給されます。お受け取りには、請求が必要で す。被保険者証や限度額適用認定証などは、病院などでの医療費の 清算後返却してください。

問い合わせ先

健康保険課 国保 内線:1210·1212

暮らしの窓口課内線:8027

必要なもの

- □ 亡くなられた方の被保険者証、限度額適用認定証など
- □ 葬祭を行った方の印鑑 (朱肉をつかうもの)
- □ 葬祭を行った方の銀行口座番号 (通帳など)
- □ 会葬礼状または葬儀の領収証
- ※葬祭を行った方以外が、代理で葬祭費を申請する場合、委任状 が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

\checkmark

茨城県後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 葬祭費の請求

手続き詳細

亡くなられた方が茨城県後期高齢者医療保険の加入者であった場合、 葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。お受け取りには、請求が必要 です。被保険者証や限度額適用認定証などは、病院などでの医療費 の清算後返却してください。

問い合わせ先

健康保険課 後期高齢

内線:1250・1251

暮らしの窓口課

内線:8025

必要なもの

- □ 亡くなられた方の被保険者証、限度額適用認定証など
- □ 葬祭を行った方の印鑑 (朱肉をつかうもの)
- □ 葬祭を行った方の銀行口座番号 (通帳など)
- □ 会葬礼状または葬儀の領収証
- □ 葬祭を行った方の本人確認書類 (運転免許証など)
- ※葬祭を行った方以外が、葬祭費を受給する場合、委任状が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

2 保険年金

✓ 常総市の医療福祉費制度を利用していた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細 問い合わせ先 亡くなられた方が、医療福祉費受給者証 (マル福)、すくすく医療費受給者証 (マル福)、返却してください。 健康保険課 医療福祉内線: 1252 暮らしの窓口課内線: 8026 内線: 8026

✓ 国民年金を受給していた

手続き 国民年金未支給年金請求

ロルーエバスボーエのグ	
手続き詳細	問い合わせ先
国民年金を受給している方が亡くなったときに、亡くなった月分までの年金について、未支給年金として生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。お受け取りには、請求が必要です。	健康保険課 年金 内線:1231・1230 暮らしの窓口課 内線:8027
必要なもの	
□ 亡くなられた方の年金証書 □ 請求者のマイナンバーカード □ 請求者の預金通帳 □ 亡くなられた方と請求者の親族関係を明らかにする戸籍など	
MEMO	

\checkmark

厚生年金を受給していた

手続き 厚生年金未支給年金請求・遺族厚生年金請求

手続き詳細 問い合わせ先

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、遺族の 状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方 などの基礎年金番号が分かるものを準備のうえ、事前にお問い合わ せください。お問い合わせ先は、全国の年金事務所になります。 全国の年金事務所 下館年金事務所 ☎ 0296-25-0829

必要なもの

年金事務所にお問い合わせください。

| 農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金未支給年金請求(受給者死亡届)

手続き詳細	問い合わせ先
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	農業委員会事務局 内線:2510
必要なもの	
□ 農業者年金証書□ 亡くなられた方の死亡日・請求者との親族関係を明らかにする 戸籍など□ 請求者の JA の通帳□ 印鑑 (朱肉をつかうもの)	
MEMO	

3 税金

✓ 市内に土地や家屋を所有していた

手続き 納税管理人の変更

世代のでは、日本の

✓ バイク (排気量125cc以下) やトラクター (農耕作業用) を所有していた

手続き 名義変更もしくは廃車の届出

	手続き詳細	問い合わせ先	
	亡くなられた方が排気量125 c c 以下のバイクや農耕作業用トラクターを所有していた場合、廃車または譲渡と名義変更の手続きが必要です。	課税課 内線:1613	
	必要なもの		
	□ ナンバープレート		
MEMO			
•			
•			
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

4 介護保険

✓ 65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証、各種認定証の返却

- 手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険 負担限度額認定証を持っていた場合は、介護保険施設などの利用料 の清算後返却してください。	介護保険課 内線:4230・4231
必要なもの	
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	
MEMO	

5 障がい福祉

✓ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療 受給者証・いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた

手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療 受給者証、いばらき身障者等用駐車場利用証の返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた場合は、返却してください。	社会福祉課 内線:4131・4132
必要なもの	
□ 身体障害者手帳	
□ 療育手帳	
□ 精神障害者保健福祉手帳	
□ 自立支援医療受給者証	
□ いばらき身障者等用駐車場利用証	

✓ 各種手当 (特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅心身障害児童福祉 手当・特別児童扶養手当) を受給していた

手続き 受給者の変更、資格喪失の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、各種手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅 心身障害児童福祉手当、特別児童扶養手当)を受給していた場合は、 異動届を提出してください。	社会福祉課 内線:4131・4132
必要なもの	
お問い合わせください。	
MEMO	

\checkmark

心身障害者扶養共済に加入・受給していた

手続き年金給付金、または弔慰金の請求など

手続き詳細

- ・亡くなられた方が加入者の場合は、年金給付請求書を提出してください。
- ・亡くなられた方が加入者の扶養する障がい者の場合は、弔慰金給付 請求書を提出してください。
- ・亡くなられた方が年金管理者の場合は、年金管理者指定届を提出して ください。
- ・亡くなられた方が受給者の場合は、死亡届書を提出してください。

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

社会福祉課

内線:4131・4132

 MEMO

6 上下水道

\checkmark

上水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓の手続き

手続き詳細 問い合わせ先 亡くなられた方が使用名義人の場合、新しい使用名義への変更手続き、または使用されない場合、閉栓の手続きが必要となります。 水道課 ② 23-1881 必要なもの お問い合わせください。

✓ 下水道を使用していた

手続き 使用者・人数変更または休止の手続き

必要なもの

お問い合わせください。

お問い合わせください。

✓ 浄化槽を使用していた

手続き 管理者変更または休止・廃止の手続き

基本的に上水道の手続きが下水道にも反映されます。

一一一一一一一一	回い,日わせ元
亡くなられた方が浄化槽管理者の場合、新しい管理者への変更報告書の 提出、または使用されない場合、休止・廃止届書の提出が必要となります。	下水道課 内線:4821
シェナル の	

7 その他

✓ 指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・ 肝炎治療受給者証などを持っていた

手続き

指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、 肝炎治療受給者証などの返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、各種医療費(指定難病特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、肝炎治療費)を受給していた場合は、届出と一緒に受給者証などの返却をしてください。	つくば保健所 ☎ 029-851-9291 保健推進課 ☎ 23-3111
必要なもの	
□ 各種受給者証・手帳など	

✓ 児童手当、児童扶養手当を受給していた

手続き 資格喪失の手続き、未支給分の請求

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が児童手当や児童扶養手当の受給者となっていた場合、 資格喪失の手続きや未支給分の手当の請求手続きなどが必要です。 詳しくはこども課へお問い合わせください。	こども課 内線:1330
必要なもの	
□ 印鑑(朱肉をつかうもの)	

✓ 農地を所有していた

手続き 農地を相続により取得した場合、その旨の届出

于航さ計細	同い合わせ光
亡くなられた方が農地を所有していた場合、状況によって必要な届出をご案内しますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。	農業委員会事務局 内線:2510
必要なもの	
□ 登記完了証または登記事項証明書など (相続登記が完了し法務局から発行されたもの)	

その他

空き家を所有していた・死亡により空き家となった

空き家の管理や取り壊しについて

手続き詳細 問い合わせ先

空き家を相続した場合、相続した方が適切に空き家を管理する必要 があります。

空き家をどのように管理すればよいのか、どうすべきなのか、判断に 迷っているときはお気軽にご相談ください。

なお、相続を放棄された場合にもご連絡ください。

必要なもの

お問い合わせください。

都市計画課

内線:2730・2731

空き家の売却や賃貸について 手続き

手続き詳細

常総市では、空き家を売買や賃貸して有効活用していただくために 「空家等バンク制度」を行っています。売却や賃貸についてお考えの 方は、お気軽にご相談ください。

必要なもの

お問い合わせください。

都市整備課

内線:2930・2931

	/ILIVIO	

.. NAFNAC

市役所外の官公署での手続き

\checkmark

特別永住者証明書・在留カードを持っている方

手続き 特別永住者証明書・在留カードの返却

手続き詳細

「特別永住者証明書」・「在留カード」については、居住地を管轄する 地方出入国在留管理官署 に直接持参していただくか、必要書類を添 付した上、下記の返納先に送付して返納してください。 詳しくは東京 出入国在留管理局にお問い合わせください。

【送付による場合の返納先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室 宛

※ 封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

必要なもの

□ 返却するカード

(郵送による返却の場合は添付書類が必要です。 詳しくは東京出入国在留管理局にお問い合わせください。)

/

外国籍を持っている方

手続き 本国や駐日大使館・領事館への死亡の届出

壬続夫詳細

日本の市役所に死亡届を提出した後、亡くなられた方の本国や駐日大使館・領事館での死亡届も必要です。

必要なもの

各国駐日大使館・領事館にお問い合わせください。

問い合わせ先

問い合わせ先

東京出入国在留管理局

2 0570-034259

各国本国

各国駐日大使館・領事館

✓ 相続税の対象の方

手続き 相続税の申告と納付

手続き詳細	問い合わせ先
税務署へお問い合わせください。	下館税務署 ☎ 0296-24-2121
必要なもの	
お問い合わせください。	

市役所外の官公署での手続き

✓ 所得があった

手続き 所得税確定申告

手続き詳細 問い合わせ先

亡くなられた方の所得の状況によって、相続人が1月1日から死亡日までの所得金額及び税額を計算して申告する必要があります。 (準確定申告) 下館税務署 ☎ 0296-24-2121

必要なもの

お問い合わせください。

✓ 普通自動車 (白いナンバー) などを所有していた

手続き 自動車などの廃車・名義変更

手続き詳細 問い合わせ先

亡くなられた方が所有していた普通自動車及び125cc超の二輪車の廃車・名義変更などについては、茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018

必要なもの

お問い合わせください。

✓ 軽自動車 (黄色いナンバー) を所有していた

手続き 軽自動車などの廃車・名義変更

手続き詳細問い合わせ先亡くなられた方が所有していた軽自動車の廃車・名義変更などについては、軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所にお問い合わせください。軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所
茨城事務所土浦支所
2 050-3816-3106必要なもの☎ 050-3816-3106

MEMO	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
 •••••	 	••••••

\vee

不動産の名義変更(相続による移転登記)

手続き 不動産の所有権移転登記

- 手続き詳細 	問い合わせ先
亡くなられた方が不動産を所有していた場合、不動産のある管轄法務 局にご相談ください。	水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935
必要なもの	
お問い合わせください。	

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する 必要があります。
身分証明書 (社員証など) の返却	よひよい-	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入	速やかに	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

備考

亡くなられた方が個人事業主だった場合

項目

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

期日

個人事業者の死亡届出書事業廃止届出書	速やかに	税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	下館税務署
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	ГУЛЦИ	☎ 0296-24-2121
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	
	MEMO	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証		更新手続のお知らせの停止	常総警察署 ☎ 0297-22-0110 平日 8:30 ~ 17:15
健康保険		葬祭費 (埋葬料) の請求	各健康保険組合
公的年金		未支給年金•遺族年金	全国の年金事務所 ※共済年金の場合は、各共済組合
特別永住者証在留カード(外国籍の方)		カードの返納	東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 (ナビダイヤル) ☎ 03-57967234
外国籍を持っている方		本国や駐日大使館・領事館 への死亡の届出	各国 各国駐日大使館·領事館
預貯金口座など		相続の手続き	各金融機関
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	下館税務署 ☎ 0296-24-2121
軽自動車(黄色いナンバー)		軽自動車の廃車、 名義変更	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 ☎ 050-3816-3106
普通自動車(白いナンバー)		普通自動車の廃車、 名義変更	関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018
不動産登記		土地・家屋の所有者移転 (相続)登記など	水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935

該当事項	$\overline{\mathbf{V}}$	主な手続き	問い合わせ先		
クレジットカード		解約			
固定電話、携帯電話		契約継承、解約			
インターネット			各契約会社		
電気・ガス		<i>丸</i> 美杰西 - 柳幼			
ケーブルテレビ		名義変更、解約			
NHK 受信料			क 0120-15-1515		
なる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。 MEMO					
	• • • • • • • • •				
	•••••				
	•••••				
	•••••				
	•••••				
	•••••				
	•••••				
	•••••				
•••••		•••••			

相続に関する手続きチェックリスト

\checkmark	項目	期日	備考
	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要 です。役所の窓口で「相続に使用するため出生か ら死亡までの戸籍謄本が必要です。」と申し出れ ば取得できます。
	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
	遺産分割協議(協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。
	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述 が必要となります。申述書の作成など必要な対応 があるため、家庭裁判所にご確認ください。

	項目	期日	備考					
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。					
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数					
•••••		Λ	1EMO					
•••••	IV \∟IV \○							
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								
•••••								

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

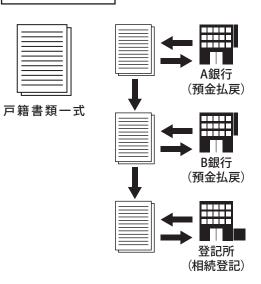
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、 各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

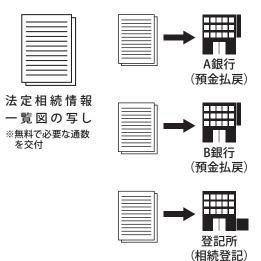
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

令和6年 4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、 次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

登記申請書の作成

法務局 (登記所) 提出書類の作成

ステップ

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ■早めに相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- ●相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ●法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない 不動産についても、登記が義務化されます。
- ●問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

委任状

代理人

住所					
	(方書·部屋都	香)			
氏名					
生年月日		年	月	日生	
上記の者を	代理人に	:選任し、 ⁻	下記の権限を	を委任します。	
			記		
[委任事項	į]				
令和	午	Ħ	日		
[□] 和 委任者	+	/J	Н		
住所	 (方書·部屋都	<u></u>			
氏名	(刀音"即座的	計 /			
生年月日		年	月	 B	
工十刀口 雷話番号			<i>/</i> 3		

- ※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。 (例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。

弁護士による相続問題解決 コンサルティング



弁護士法人 萩原総合法律事務所

所長:萩原慎二(はぎわらしんじ) 所属弁護士会:茨城県弁護士会





相続問題の解決手段

あなたの相続の悩みに応じた解決手段を提案します

- 相続人調査 故人の相続人を捜すためには どうすればいいか?
- 相続財産調査 故人の遺産が分からない。 遺産はどのように調査すればいいか?
- 相続手続代行 故人の相続手続きを 専門家に頼むことはできるか?
- 相続放棄 故人の借金を相続しないためには どうすればいいか?

- 遺言無効確認の事前調査 遺言が無効かどうやって調べるか?
- 遺産分割協議 他の相続人と遺産を分ける話し合いを する時のポイントは何か?
- 相続財産清算人 相続人のいない故人の不動産を どう処分すればいいのか?
- 遺留分侵害額請求 相続で自分の取り分が少ないが どうすればいいか?
- ♥常総支所 茨城県常総市水海道山田町 1120-2 田内ビル

TEL. 0297-44-9954

受付時間:平日9:00~12:00 13:00~17:30

休業日:土日祝日



本誌ご持参で、初回相談無料



- ☑ 農業をしていたが、今はしていない。
- ✓ 今は使っていないが、手放せないでいる。
- ✓ 倉庫にある農機具を処分したい。
- 「古いトラクターは売れない。 処分にはお金が必要」と言われた。



▲ 不要になった農機具ならなんでも /

ポートラクター

田植機

コンバイン

り_に自信があります!

農機具の買取り・販売 [運営会社] 株式会社メイトハート

30秒ですぐに完了! WEBで簡単査定 直接やり取りでスピーディー! お電話でお問合せ

画像送付も手軽に! LINEで簡単査定



20-069-699

広告

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



→無料診断=

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます! まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

すべて1クリック! 簡単な4つの質問でわかる!

☑法定相続人は何人いますか?

☑ 遺言書はありますか?

☑相続財産の種類を選択してください
☑相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

オンライン1分 無料診断は こちらから!



いい相続 1分診断

通話料無料 4.0120-992-467

受付時間 平日 9:00~19:00/休日 9:00~18:00 運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

ご相談ください

お墓のお困りごとございませんか?

お墓のアフターフォローもおまかせください



case

お墓を新しくしたい

古いお墓を新しく建て直したり、石塔を残して、周りの外観だけを新しくすることもできます。



case2

お墓を移したい

遠方にあるお墓をお住いの近くにお引越し致します。お引越しに関わる手続きも代行致します。



case3

追加で戒名を彫りたい

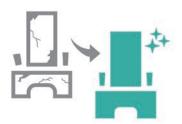
今あるお墓に後から亡くなられた方の 戒名をお彫りいたします。既にある書 体に合わせてお彫りいたします。



case4

お墓をキレイにしたい

お墓についた苔や汚れなどを、専門的 な機材や薬剤を使ってキレイにいたしま す。竿文字の色入れ直しもいたします。



case5

お墓を直したい

傾いてしまったお墓を基礎から直したり、欠けてしまった香炉などの部品をお取替えいたします。



case6

納骨をしたい

故人のお骨を納骨いたします。納骨前のお墓の点検や、必要な道具等の準備もいたします。







case7

草が生えないようにしたい

お墓の周囲を防草シートを敷いて、除草作業を 最小限にします。墓所全体に石張りにリフォー ムして草を生えないようにすることもできます。



case8

花筒を新しくしたい

ステンレスの花筒や香炉皿を店頭で 販売していますので、いつでもお買い 求めください。

まずは、お気軽にお問合せください。

ー 昭和五年創業 磨き続ける経験と技術 ー

山口石材(有)

茨城県常総市新石下201-1/TEL: 0297-42-2548/FAX: 0297-42-2590 営業時間 8:00~18:00 (年中無休)

本誌ご持参で、代金5%OFF! さらに粗品進呈



どこに相談 すればいい?

相続したが、 どうすればいい? 売却など処分に ついて知りたい

売却して 現金化したい

> 残置物を そのままで 売りたい

空家になるので 売りたい

> 相続登記を してないけど 売りたい

常総市の不動産売却・不動産相続のことなら

株式会社中央ホーム

【受付時間】9:00~18:00【定休日】毎週水曜日、第2・第3日曜日 茨城県常総市水海道橋本町 3569-7 FAX: 0297-23-3035

https://www.chuo-home.com/

お気軽に お問い合わせください 本 0297-22-5203



茨城県知事 (3) 第 6852 号

荒井司法書士行政書士事務所

相続手続って どうするの?

相続

不動産の 名義変更を したい

遺産の 相続について 相談したい

登記

名義変更を しないと 過料があるの?

遺言書を作成したい

遺言



ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください!



荒井司法書士行政書士事務所が相続手続きの お手伝いをします!

相続に対する皆さんの不安や煩わしさを少しでも和らげ、 解決できるよう精一杯サポートしたいと思っています。

◀常総市役所より車で2分・駐車場あり

初回無料相談受付中

※お電話からの事前予約制となります。

荒井司法書士行政書士事務所

茨城司法書士会所属 司法書士 **荒井 孝典** 茨城県行政書士会所属 行政書士 **荒井 孝典**

茨城県常総市水海道栄町 2680-11

6 0120-339-478

受付時間:平日9:30~18:00



相続、名義変更、登記、遺言など、暮らしの中のお悩み、お気軽にご相談ください

荒井司法書士行政書士事務所┃検索



常総市を中心に相続・遺言のトータルサポート

常総相続遺言相談室 ┃検ҙ



発 行 常総市

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 令和6年10月

